

【審議会における諮問対象の棲み分けイメージ（事務局案）】

【諮問対象（案）】

法施行条例による措置とするもの

条例規定必須事項《「要」区分》

- ・ 開示請求に係る手数料の徴収（法第 89 条）⑫
- ・ 行政機関等匿名加工情報利用に関する契約に係る手数料の徴収（法第 119 条）⑭

条例規定任意事項《「可」区分（明示規定あり）》

- ・ 個人情報取扱事務の登録（法第 75 条第 5 項）⑦
- ・ 保有個人情報開示等における開示等の手続きに関する事項（法第 108 条）⑩、⑪
- ・ 審査請求すべき行政庁の特例（審査会の設置）（法第 105 条）⑮
- ・ 審議会の設置及び審議事項（法第 129 条）⑮、⑯
- ・ 運用状況の公表（質疑応答集）⑳

【諮問対象外（案）】 ※解説・報告の扱いとさせていただきます。

全国共通の法律による措置とするもの

《条例制定「不可」区分》

- ①（個人情報の定義）、③（本人収集の原則）、⑤（目的外利用・提供の運用）、⑥（口頭による開示の手続き規定）、⑬（行政機関等匿名加工情報の提案募集）、⑱（オンライン結合への制限）

《条例制定「可」区分》

- ・ 保有個人情報の不開示に関する事項（法第 78 条第 2 項）⑧、⑨
- ・ 条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）②
- ・ 特定個人情報の取扱い（Q & A 「重複規定があれば廃止を規定する」）⑲

規則・要綱・要領等による措置とするもの

《条例制定「可」区分又は明示規定なし》

- ・ 安全管理措置（法第 66 条「講じなければならない」）④

規定を廃するもの

《条例制定「可」区分》

- ・ 責務規定（Q & A）⑰